

要 請 書

2024（令和6）年1月25日

厚生労働大臣 武 見 敬 三 様

生活保護基準引下げ違憲処分取消鹿児島訴訟原告団・弁護団
生活保護基準引下げ違憲処分取消等富山訴訟原告団・弁護団
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

2013年から3回に分けて行われた生活保護基準引下げ（保護変更決定処分）の取消等を求めて提起された訴訟において、2024年1月15日には鹿児島地方裁判所民事第2部（坂庭正将裁判長）、同年1月24日には富山地方裁判所民事部（松井洋裁判長）が、相次いで引下げ処分の違法性を認め取消しを命じる判決を言い渡した。

全国29地裁で30の同種訴訟が提起され、これまでに25地裁と2高裁で判決が言い渡されているが、両判決は、地裁では13、14例目の認容判決である。これで地裁では原告側の14勝11敗となり、2022年5月の熊本地裁判決以来は13勝3敗と原告側が圧倒している。2023年4月の大阪高裁での逆転敗訴判決以後も、同年11月、名古屋高裁にて国家賠償まで認める画期的な逆転勝訴判決が言い渡されたのをはじめ、裁判所の公平さに疑問の残る那覇地裁を除く、6つの裁判所で勝訴が相次いでいることの意味は重い。

両判決は、本件引下げの名目とされた「デフレ調整」と「ゆがみ調整」のうち、減額の8割を占める「デフレ調整」について、厚生労働大臣が「生活扶助CPI」という独自の物価指数により生活保護利用世帯の生活実態と大きく乖離した過大な下落率を導き出したことなどを理由として違法とした。

これらの判断は、これまでの認容判決同様、裁判所が厚生労働大臣の恣意的な判断を許さないとの厳しい態度を示したものであり、憲法25条1項の定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を具体的に保障するという点において極めて重要な意味を持つ。

格差と貧困が拡大し固定化する中、上記のとおり各地で認容判決が相次いでいることから、ナショナルミニマム（国民的最低限）への信頼は大きく損なわれてしまっている。すでに最初の引下げから10年以上が経過し亡くなった原告も多い。生活に大きな打撃を受けた生活保護利用者の救済は急務であり、また、国の信頼回復にも一刻の猶予もない。

私たちは、国の責任を厳しく断罪したこれらの判決を踏まえ、以下のとおり要請する。

記

- 1 本判決に対して控訴をせず、判決を確定させること。
- 2 違法に保護費を引き下げられた全ての生活保護利用者に対して真摯に謝罪するとともに、2013年8月の引下げ前の生活保護基準に直ちに直すこと。
- 3 生活保護基準の見直しの際には、透明性が確保された再検証可能な方法により、生活保護利用者の意見を反映させる措置を講じること。
- 4 物価高の影響で生活保護制度の役割が高まっている状況にも鑑み、制度の広報・周知・教示・助言、申請権保障、扶養照会の廃止、補足性の原理緩和等を通じてその積極的活用を促すとともに、それを具体的に実現するために権利性を明確にした「生活保障法」を制定すること。

以上